

「愛 媛 電 友 会 会 則」

(名 称)

第1条 この会は、愛媛電友会と称し、その事務所を松山市一番町4丁目3番地 西日本電信電話株式会社愛媛支店内に置く。

(組 織)

第2条 この会は、「電友会」の愛媛県支部として、日本電信電話公社（電気通信省を含む）及び日本電信電話株式会社、並びにそのグループ会社（以下日本電信電話株式会社等という）を退職し、愛媛県に在住している者で、入会を希望する者によって構成する。

2. 前項以外の者であっても、県外居住者等で役員会において承認した者は、会員とすることができる。

3. 会員であった者の遺族（配偶者）が、本会に入会を希望するときは、会員とすることができる。

(目 的)

第3条 この会は、会員相互の連絡親交を密にし、会員の生活安定、福祉の増進を図り、併せて日本電信電話株式会社等の事業及び業務に寄与することを目的とする。

(役 員)

第4条 この会の円滑な運営を図るため、次の役員を置く。

会 長 1 名

副会長 3 名

常任幹事 若干名

幹 事 若干名

会計監事 2 名

2. 会長及び副会長は、常任幹事会で推薦し総会において選出する。

常任幹事、幹事及び会計監事は、会長が指名し総会において報告するものとする。

3. 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。また、補欠の役員の任期は、前任者の残存期間とする。

(役員の職務)

第5条 会長は会を代表し、会務を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を代行する。

3. 常任幹事は会長の諮問に応じ、経常的に会務に参加する。

4. 幹事は会長を助け、会務を執行する。

5. 会計監事は、会計を監査する。

(役員会)

第6条 この会の会務執行に必要な事項は、役員会において決定する。

2. この役員会は、第4条の役員によって構成し、必要の都度会長が招集する。
3. 役員会は、役員の過半数以上の出席を以て成立する。
4. 役員会における決議は、出席者の3分の2以上の同意によって成立する。
5. 常任幹事会は、会長・副会長・常任幹事をもつて構成し、会長が必要に応じ
て招集し、会の緊急又は重要事項を協議する。

(顧問)

第7条 この会の円滑な運営を図るため、顧問をおくことができる。

(事業)

第8条 この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 会員相互の連絡親交を密にし、会員の生活の安定と福祉の増進を図るため必要な事項
 - (1) 会員の就職についての相談・支援
 - (2) 会報、会員名簿等の発行
 - (3) サークル・レクリエーション活動等の実施
 - (4) 懇親会、講演会等の開催
 - (5) 各種研修会等の実施
 - (6) 社会貢献活動
 - (7) 会員の慶祝及び弔慰
 - (8) OB サロンに関すること
 - (9) 年金、税制等に関すること
 - (10) その他必要とする事項
2. NTT 等の事業及び業務に寄与するための必要な事項
 - (1) NTT 等の事業及び業務に関する周知
 - (2) 地域社会への貢献活動、地域情報の提供
 - (3) 各種行事等への積極的参加及び協力
 - (4) NTT 等からの業務の受託
 - (5) NTT 等が扱う商品の販売、各種サービスの利用促進についての協力
 - (6) その他必要な事項

(総会)

第9条 総会は、年1回会長が招集する。また、役員会において必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

2. 総会においては、事業計画・予算及び決算、会則の変更、会長・副会長の選任、その他の重要事項について決議する。
3. 総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

(会 費)

第10条 会員は、会費として年3,000円を納入するものとする。

2. 夫婦会員の年会費は一方を半額とする。
3. 会費は、臨時の支出その他の費用にあてるため、前項のほか臨時に徴収することがある。
4. 会費は、年度のはじめ 又は入会時に納入するものとする。
5. 会費は、長期にわたる病気など事情やむを得ない者については、常任幹事会の決定によって減免することができるものとする。

(運 営)

第11条 この会は、会員から徴収する会費及び寄付金・その他の収入によって運営する。

(慶 弔)

第12条 第8条第1項(7)に定める慶弔金の贈与は、次のとおりとする。

1. 慶祝金

会員が喜寿、米寿、白寿にあたる場合

・喜寿 5,000円 ・米寿 10,000円 ・白寿 20,000円

2. 弔慰金

・会員が死亡の場合 15,000円

・会員の配偶者が死亡の場合 10,000円

(庶務会計)

第13条 この会の会計監査結果は、会計監事から毎年の定期総会に報告する。

1. この会の会計年度は、毎年4月1日にはじまり翌年3月31日に終わる。

(会則の改正)

第14条 この会則は、総会において出席者の過半数の同意を得なければ、改正することができない。

付 則

この会則は、昭和37年10月23日から実施する。(途中の一部改正は、省略)

この会則は、平成27年4月1日から改正実施する。

この会則は、令和2年4月1日から改正実施する。